

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和5年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 4 年 平 均	4 年 11 月 分	4 年 12 月 分
卸 売 業							65		8.1	54
	各種商品卸売業	66	各種商品の仕入卸売を行うもの。例えば、総合商社、貿易商社など	10.0	59	400	282	302	305	
	繊維・衣服等卸売業	67	繊維品及び衣服・身の回り品の仕入卸売を行うもの	5.0	14	425	186	180	180	
	飲食料品卸売業	68		5.7	38	383	389	395	385	
	農畜産物・水産物卸売業	69	米麦、雑穀・豆類、野菜、果実、食肉及び生鮮魚介等の卸売を行うもの	2.7	18	233	173	177	177	
	食料・飲料卸売業	70	砂糖・味そ・しょう油、酒類、乾物、菓子・パン類、飲料、茶類及び牛乳・乳製品等の卸売を行うもの	8.8	59	542	616	625	605	
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	71		8.5	66	498	331	336	342	
	化学製品卸売業	72	塗料、プラスチック及びその他の化学製品の卸売を行うもの	11.4	80	604	393	407	404	
	その他の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	73	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業のうち、72に該当するもの以外のもの	7.7	63	471	315	318	327	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和5年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和4年分のものとは異なる業種目などについては、令和4年11月分及び12月分の金額は、令和4年分の評価に適用する令和4年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和4年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和5年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和5年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				5 年														
				1 月 分														
卸 売 業			65	392 381	408 383	415 384	420 386	433 388	446 391									
各種商品卸売業			66	306 274	327 277	335 280	346 283	371 288	420 294									
繊維・衣服等卸売業			67	184 195	192 195	195 194	195 194	199 194	201 193									
飲食料品卸売業			68	380 388	383 388	384 388	393 389	421 391	430 393									
農畜産物・水産物卸売業			69	177 169	178 170	182 171	183 172	189 173	189 174									
食料・飲料卸売業			70	594 620	600 618	597 618	615 618	666 622	684 625									
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業			71	352 335	364 336	370 338	362 339	367 341	376 342									
化学製品卸売業			72	408 384	423 388	431 390	439 394	461 397	489 402									
その他の建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業			73	339 322	349 324	354 325	342 325	343 326	348 327									